

平成28年熊本地震による災害見舞金の支給等について

(H28.7.1改定)

○主な改定ポイント

- ①別居の被扶養者がいる組合員の当該被扶養者の住居を含む組合員の住居の損害の程度判定について、組合員の住居と別居の被扶養者の住居の「り災証明書」のいずれかが「半壊」以上の判定の場合は、組合員の住居と別居の被扶養者の住居のいずれか被害が大きい「り災証明書」の判定により、災害見舞金の損害の程度を判定する。
- ②賃貸・公営・共同住宅等の損害の程度判定について、組合員等の住居（被害がない場合を含む。）と建物全体の「り災証明書」のいずれかが「半壊」以上の判定の場合は、組合員等の住居と建物全体のいずれか被害が大きい「り災証明書」の判定により、災害見舞金の損害の程度を判定する。
- ③賃貸・公営住宅に居住する組合員等に対し、建物が被災したことに伴い、貸主等から退去要請等（一時退去要請を含む。）があり、退去した場合には、住居の損害の程度を「全部」として判定する。

1 給付対象者

- (1) 地震等の非常災害（盗難を除く。以下同様。）により、組合員（任意継続組合員を含む。以下同様。）又は別居の被扶養者の居住している住居に損害を受け、「り災証明書」のり災の程度が「半壊」以上の判定を受けた方。
また、「り災証明書」のり災の程度が「一部損壊」（「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」以外、以下同じ。）以下の判定を受けた組合員及び別居の被扶養者で、それぞれの住居の損害を合算して、3分の1以上の損害となる方。
- (2) 地震等の非常災害により、組合員、被扶養者及び別居の被扶養者の**全家財**の3分の1以上の損害を受けた方。

2 住居について

- (1) 損害の程度は、市町村長等が発行する「り災証明書」を基本として判断します。
また、別居の被扶養者がいる場合、組合員の住居と別居の被扶養者の住居の「り災証明書」のいずれかが「半壊」以上の判定の場合は、組合員の住居と別居の被扶養者の住居のいずれか被害が大きい「り災証明書」の判定により、判断します。（※いずれも「一部損壊」以下の場合は、合算により判定する。）

(2) 損害の換価の方法

- ①り災証明書が「全壊」（組合員又は別居の被扶養者のいずれかの住居）の場合
→ 「全部」
- ②り災証明書が「大規模半壊」・「半壊」（組合員又は別居の被扶養者のいずれかの住居）の場合
→ 「2分の1以上」
- ③り災証明書が「一部損壊」以下（組合員及び別居の被扶養者の住居）の場合
→ り災前の住居の時価見積額は、り災時の固定資産税評価額（組合員＋別居の被扶養者）、損害箇所の修理に要する費用の見積額は、建築業者等による修繕見積書の額（組合員＋別居の被扶養者）とし、その損害の程度（損害率＝組合員＋別居の被扶養者）が3分の1（33.4%）以上の場合に限り支給対象とします。
ただし、支給額は被災した日現在の標準報酬月額の0.5月が上限となります。

◇ 別居の被扶養者がいる場合の住居の判定表（上記①～③）

り災証明書の損害の程度		別居の被扶養者の住居			
		全壊	半壊	一部損壊	なし
組合員の住居	全壊	①全部	①全部	①全部	①全部
	半壊	①全部	②2分の1以上	②2分の1以上	②2分の1以上
	一部損壊	①全部	②2分の1以上	③3分の1以上の 場合	③3分の1以上の 場合
	なし	①全部	②2分の1以上	③3分の1以上の 場合	/

□ 別居の被扶養者がいない組合員の場合は、組合員の住居のみでの判定になります。

(3) 損害の換価の確認方法（確認書類）

- ①り災証明書が「全壊」の場合
→ り災証明書、被災写真、被災住居平面図
 - ②り災証明書が「大規模半壊」・「半壊」の場合
→ り災証明書、被災写真、被災住居平面図（被災部分に斜線等記入）
 - ③り災証明書が「一部損壊」等の場合
→ り災証明書、被災写真、被災住居平面図（被災部分に斜線等記入）
- ※ 個別に、固定資産税評価額（写）及び建築業者等による修繕見積書（写）の提出を求める場合があります。

(4) 共済組合による被災状況確認

※被災状況が甚大なため

- ①り災証明書が「全壊」の場合
→ 現地確認は行いません。
- ②り災証明書が「大規模半壊」・「半壊」の場合
→ 現地確認は行いません。
- ③り災証明書が「一部損壊」の場合
→ 損害の程度の判断に困難を要する場合にのみ個別に現地確認を行います。

3 家財について

- (1) 組合員からの「り災状況申告書」と「家財（品目・品名）り災試算表」により損害の程度を判断します。

損害の程度（損害率＝組合員＋被扶養者＋別居の被扶養者）が3分の1（33.4%）以上の場合に支給対象とします。

- (2) 損害の換価の方法

り災前の全家財（組合員＋被扶養者＋別居の被扶養者）の見積額と損害額は、全家財の見積額（新品価格）に対する損害額（新品価格）により損害の程度を判断します。（※再調達価格とは同程度の物を新しく購入した場合の価格：新品価格です。）

- (3) 損害の換価の確認方法（確認書類）

①家財（品目・品名）り災試算表

②被災写真（被災直後、廃棄処分等したことにより写真が未取得の場合は、その理由を記載した申立書を別途、提出してください。）

- (4) 共済組合による被災状況確認

※被災状況が甚大なため、被災家財の確認は、前記①家財（品目・品名）り災試算表及び②被災写真により確認することとし、損害の程度の判断に困難を要する場合にのみ個別に現地確認を行います。

4 その他の注意点

- (1) 削除

- (2) 大規模半壊・半壊した住居の損害の程度の取り扱い

「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた場合であっても、倒壊等の危険により住居の取り壊しが必要な場合又は取り壊した場合は、「全部」として取り扱います。（建築業者等からの「取り壊しに係る証明書」又は、組合員からの「取り壊しに係る申立書」を提出してください。）

- (3) 住居に被害はないが危険区域にあること等により、立ち退き命令を受けた場合

前記（2）と同様に、居住できない建物と認定を受けたものとして、「全部」として取り扱います。その場合は、「立ち退きに係る市町村長等の証明書」等を提出してください。（※一時的避難、自己都合による転居は除く。）

- (4) 賃貸住宅、公営住宅の建物の被害について（組合員等に被害がない場合を含む。）

○組合員等が居住する部屋又は建物全体に被害がある場合

- ①り災証明書の判定が、いずれも「一部損壊」以下の場合

り災前の住居の時価見積額は、貸主からの固定資産税評価額を居住世帯数で按分した額と居住の部屋に係る修繕見積額を取得後、損害の程度を算出してください。

- ②り災証明書の判定で、いずれかが「半壊」以上の場合

「半壊」の場合は、損害の程度を「2分の1以上」とし、「全壊」の場合は、「全部」として取り扱います。（建物全体の被害の方が大きい場合は、貸主等から「り災の程度の証明書」等を取得し、提出してください。）

- ③貸主等から退去要請等（一時退去要請を含む。）があった場合

建物が被災したことに伴い、貸主等から退去要請等（一時退去要請を含む。）があり、退去した場合には、住居の損害の程度を「全部」として取り扱います。（貸主等からの「退去要請書」等を提出してください。）

(5) 共同住宅（分譲マンション等）の建物の被害について（組合員等に被害がない場合を含む。）

○組合員等の住居又は建物全体に被害がある場合

①り災証明書の判定が、いずれも「一部損壊」以下の場合

り災前の住居の時価見積額は、固定資産税評価額と修繕見積額（住居の修繕見積額と当該建物共有部分全体の修繕見積額を居住全世帯数で按分した額との合算額）を基に、損害の程度を算出してください。

②り災証明書の判定で、いずれかが「半壊」以上の場合

「半壊」の場合は、損害の程度を「2分の1以上」として、「全壊」の場合は、「全部」として取り扱います。（建物全体の被害の方が大きい場合は、管理組合等から「り災の程度の証明書」等を取得し、提出してください。）

③取り壊す場合

取り壊すこととなった場合は、住居の損害の程度を「全部」として取り扱います。（管理組合等から「取り壊しに係る証明書」等を取得し、提出してください。）

(6) 建築中の建物

→支給対象になりません。

(7) 同一住居に組合員が複数居住している場合

同一住居に複数の組合員が居住している場合は、各組合員が支給対象です。

また、他の共済組合の組合員（地方職員・公立学校・警察共済）の場合は、所属する共済組合にお問い合わせください。

(8) 自家用自動車等の取り扱い

組合員、被扶養者及び別居の被扶養者が社会生活上必要なものとして使用する車両は、家財に含みます。（農耕用車両、営業用は除く。）

なお、同一住居内に複数の組合員（他共済組合員を含む。）が居り、1台を共有して使用している場合は、その複数の組合員のそれぞれの家財に含むものとし、2台以上を使用している場合は、主として使用している組合員の家財に含みます。

(9) 支給額の算定

損害の程度の月数は、住居（別表1）と家財（別表2）に定める月数を合計（3月上限）して算出します。

その月数を標準報酬の月額に乗じて得た額が支給額です。

※ 災害見舞金 = 住居の月数 + 家財の月数 = 3月（上限）

(10) 時効及び時効起算日

り災の日から2年間です。今回の熊本地震によるり災であることが確認できれば、平成28年4月14日又は、16日かを問わず、「り災証明書」又は、「り災状況申告書」のり災の日が起算日となります。

(別表 1)

熊本地震における**住居**の損害の判断基準表

り災証明書の り災の程度区分	損 害 の 程 度	共 済 組 合 損害程度月数
全 壊	①住居の全部が損壊したとき。 ②住居に前号と同程度の損害を受けたとき。	2 月
半 壊 (大規模半壊)	①住居の2分の1以上が損壊したとき。 ②住居に前号と同程度の損害を受けたとき。	1 月
一部損壊	①住居の3分の1以上が損壊したとき。 ②住居に前号と同程度の損害を受けたとき。	0.5 月 (上限)

(別表 2)

熊本地震における**家財**の損害の判断基準表

損 害 の 程 度	月 数
①家財の全部が滅失したとき。 ②家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	2 月
①家財の2分の1以上が滅失したとき。 ②家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	1 月
①家財の3分の1以上が滅失したとき。 ②家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	0.5 月